

意見書第 2 号

漁業用軽油に係る軽油引取税の免税措置の継続を求める意見書

地方自治法第 99 条及び湯河原町議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出します。

平成 23 年 10 月 5 日提出

湯河原町議会議長 室 伏 重 孝 様

提出者	湯河原町議会議員	原 田	洋
賛成者	同	佐 藤	恵
	同	山 本	俊 明
	同	高 橋	延 幸
	同	内 藤	陽 子
	同	丸 山	孝 夫
	同	小 澤	眞 司
	同	土 屋	誠 一

(提案理由)

漁業用軽油に係る軽油引取税の課税免除は、平成 24 年 3 月までの特例措置となっておりますが、一次産業である漁業の経営費用に燃油代が占める割合は、極めて大きく、燃油の価格安定は、当町のみならず我が国の漁業の継続のため必須であります。

よって、地場水産物を安定供給する地域漁業の存続と振興を図るとともに、漁業経営の安定を維持するために、漁業用軽油に係る軽油引取税の免税措置を平成 24 年 4 月以降も講じられるよう国に対して強く要望するため、意見書を提出するものです。

漁業用軽油に係る軽油引取税の免税措置の継続を求める
意見書

当町の漁業は、資源の減少、魚価の低迷や原油価格の高騰といった経営環境の悪化により、厳しい状況が続いています。

一次産業である漁業の経営費用に燃油代が占める割合は、極めて大きく、燃油の価格安定は、当町のみならず我が国の漁業の継続のため必須であります。

しかしながら、多くの漁船が動力源としている軽油に係る軽油引取税は、一定の用途に限り課税免除されてきましたが、道路特定財源の見直しに伴い、この課税免除は、平成 24 年 3 月までの特例措置となっています。

よって国においては、地場水産物を安定供給する地域漁業の存続と振興を図るとともに、漁業経営の安定を維持するために、漁業用軽油に係る軽油引取税の免税措置を平成 24 年 4 月以降も講じられるよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成 23 年 10 月 5 日提出

神奈川県湯河原町議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

環境大臣